平成２３年（フ）第２７２号
群馬県太田市西矢島町328番地１
債務者　須永　勝子
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３９８号
千葉県八街市富山1314番地3200
債務者　清家美佐子
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４３９号
千葉県四街道市大日449番地
債務者　千葉　順平
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４４８号
千葉県成田市玉造７丁目14番地　５棟403号
債務者　眞田　　力
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５５号
千葉県四街道市千代田１丁目42番２号
債務者　白木　美紀
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４６２号
千葉県成田市加良部５丁目12番地　６棟503号
債務者　門田　貴子
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４６３号
千葉県富里市根木名658番地79
債務者　渡辺　　浩
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３号
千葉県八街市八街ほ728番地235
債務者　福田　一希
１　決定年月日時　平成24年２月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第５号
千葉県佐倉市新臼井田７番19号
債務者　堀木　　修
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７号
千葉県佐倉市上志津1814番地４　プラザ志津201
債務者　園部　　晃
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２００号
千葉県君津市六手31番地１
債務者　能城　妙子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４０号
北海道北斗市七重浜４丁目６番22号　グリーンアベニューⅡ102号
債務者　信田　直寿
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４３号
北海道二海郡八雲町元町69番地
債務者　田中あや子
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４４号
北海道亀田郡七飯町大川５丁目40番31号
債務者　小島　賢司
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４５号
北海道北斗市追分１丁目16番１号
債務者　土取　光春
１　決定年月日時　平成24年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１９号
静岡県富士市宇東川東町10番30－２号　ボナール宇東川、前住所静岡県富士市桑崎293番地の11
債務者　山田　　忠
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月28日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１号
栃木県佐野市万町2774番地
債務者　柳澤　雅人
１　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部